

日時：令和4年9月28日（水）14：40～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：中村委員長代理、大島委員、加藤委員、梶田委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、  
香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、丹野委員長、小川委員、浅井委員、藤原委員が御欠席です。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、中村委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○中村委員長代理 それでは、ただいまから、第218回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つです。

議題1「令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた地方公共団体における対応状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題1について御説明させていただきます。

令和3年改正個人情報保護法の目的である、今後の社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ利活用の両立には、全国的に統一された個人情報保護共通ルールの設定が不可欠です。このため、来年4月1日に改正法が全面施行される前の本年度中に、各地方公共団体においては、改正個人情報保護法に対応した条例整備を遅滞なく完了していただく必要がございます。

こうした状況を踏まえ、事務局としても、これまでに令和3年改正個人情報保護法に関する通知等の発出を通じ、条例整備に当たり活用できる様々な参考資料等を提供してきたほか、事務局内に担当窓口を設け、法令解釈等の照会や条例案の個別相談等にも対応してまいりました。

これに加え、地方公共団体主催の説明会や勉強会への講師派遣等を行っており、こうした形で様々な支援を実施してきているところです。

それでは、お手元の資料1「個人情報保護法施行条例案等の議会上程（予定）時期について」を御覧ください。本資料は、地方公共団体における個人情報保護法施行条例案等の今後の議会への上程予定時期について、本年5月と8月に実施した調査の結果をそれぞれ取りまとめたものとなっております。

1ページ目は、都道府県及び市区町村について、2ページ目は、一部事務組合及び広域連合、いわゆる特別地方公共団体について、5月と8月の調査結果により判明した議会上程予定時期の分布をグラフ形式で取りまとめております。

これらの調査結果について御報告申し上げたいと思います。

まず、1ページ目の都道府県及び市区町村については、既にこの9月の議会に条例案を

上程している団体もありますが、議会上程予定時期の内訳のうち最大の時期は、5月、8月いずれの調査においても令和4年12月であり、2番目に多い時期は、いずれの調査においても令和5年3月となっております。この資料の下に記載している全体の概況としては、未定等の団体数が、5月調査時点の126団体から8月調査では6団体へと、約95%減少しております。このほか、8月の調査では、令和4年12月や令和5年3月に上程を予定する団体数が、5月調査の時点よりも増加している傾向となっております。

次に、2ページ目の一部事務組合及び広域連合については、議会上程予定時期の内訳で最大の時期が、いずれの調査においても令和5年2月であり、2番目に多い時期は、いずれの調査においても令和5年3月となっております。こちらの全体の概況としては、未定等の団体数が、5月調査時点の765団体から、8月調査では141団体へと、約82%減少しております。このほか、8月調査では、令和5年2月や令和5年3月に上程を予定している団体数が、5月調査の時点よりも増加している傾向となっております。

ここまで2ページの資料を確認したとおり、都道府県及び市区町村、一部事務組合及び広域連合のいずれについても、5月調査から8月調査にかけて未定等の数が大幅に減少しております。この理由としては、各地方公共団体の皆様が条例整備についての理解や検討を一定程度進めてきていることによるものではないかと考えております。

なお、一部事務組合及び広域連合については、都道府県及び市区町村の結果に比べて未定等の団体の数が多い結果となっておりますが、これは、全体の概況の注釈にも記載しているとおり、個人情報保護条例を制定していない団体の存在も理由の一つではないかと考えております。

また、都道府県及び市区町村と、一部事務組合及び広域連合で、ピークとなっている最多と2番目の時期が若干異なっておりますが、もともと一部事務組合及び広域連合については、年間の議会の開催数が都道府県及び市区町村に比べて少ないという傾向もあり、このような結果になっているものと考えられます。

以上が資料1の内容についての説明となります。

なお、こちらの資料については、委員会終了後、当委員会のホームページにおいて公表することを予定しています。

以上でございます。

○中村委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

梶田委員、お願いします。

○梶田委員 御説明ありがとうございます。

ただいま、事務局から報告がありましたように、地方公共団体における個人情報保護法施行条例案等の今後の議会への上程予定時期が明らかになりました。他の団体の先陣を切って、9月議会に条例案を上程された団体に対しましては、ここまでの御尽力に感謝を申し上げます。

また、地方公共団体に対する様々な形での資料提供や、条例案等の事前相談、法令解釈などの照会への対応など、これまでの事務局の取組を通じて、地方公共団体における条例整備の必要性の理解や条例案の検討が進捗した結果、上程時期について未定とする団体の数が大幅に減少しているものと評価しています。

一方で、上程時期について未定としている団体や、令和4年度末に上程を予定している団体に対しては、住民への周知期間確保の観点などからも、今後、できる限り今年中といった早期に上程いただけるよう、都道府県ともよく連携しながら密にコミュニケーションを取り、引き続き条例策定に向けて伴走していただきたいと思います。

以上です。

○中村委員長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「地方公共団体システム標準化基本方針（案）に係る協議への対応について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題2について御説明させていただきます。

資料2-1は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（案）に係る協議への対応について」でございます。

1番目の「検討の趣旨」でございますが、地方公共団体情報システム標準化基本方針は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第1項に基づき、当該標準化の推進を図るための基本的な方針として策定される、政府が定める計画となっております。内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が標準化基本方針の案を作成する際には、あらかじめ関係行政機関の長に協議することとされており、今回、初めて実施されるものとなります。

2番目の「本件協議の概要」でございますが、内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣から、下記1から5の五つの事項から成る標準化基本方針案の作成に際し、関係行政機関の長として個人情報保護委員会委員長宛てに協議がなされたものでございます。

一つ目の項目が、標準化の維持及び目標に関する事項、二つ目の項目が、標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、三つ目の事項が、共通標準化基準に関する基本的な事項、四つ目の事項が、標準化基準の策定に関する基本的な事項、五つ

目の事項が、その他標準化の推進に関し必要な事項となっております。

3番目の「対応方針案」でございますが、標準化の推進及び実施に当たっては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者、ガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体において、個人情報を含む個人に関する情報の適正な取扱いが確保されることが肝要であることから、別添の意見を提出することとしたいと考えております。

資料2-2は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第4項の規定に基づく意見案でございます。標準化基本方針に定められた各施策について、次の点に留意することが必要であるとしております。

一つ目として、令和5年4月以降、地方公共団体において個人情報保護法が適用されることを踏まえ、各地方公共団体において個人情報等の適正な取扱いを確保すべきこと、二つ目として、国及び地方公共団体において個人情報等を取り扱うシステムを構築及び利用する際には、丁寧に国民に説明をすべきこと、三つ目として、国等において、個人情報等を取り扱うシステムを構築及び利用するに当たり、PIAの手法を用いることやデータガバナンスの体制を構築することは、システムの透明性と信頼性の確保のために有効かつ重要であること、四つ目として、デジタル庁において、個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する基本方針、個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則を始めとする当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること、五つ目として、ガバメントクラウド上で個人情報の漏えい等が発生した場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を適時適切に行うことができるよう、デジタル庁及びクラウドサービス事業者においては、地方公共団体に対して必要な支援を行うことを記載してございます。

以上が議題2に関する御説明でございます。

併せて、本件の資料の取扱いについてお諮りさせていただきたいと考えております。本日、御説明させていただきました地方公共団体情報システム標準化基本方針（案）については、今後政府内での必要な調整や手続きを経て、閣議決定・公表が行われるものとなっております。委員会としては、地方公共団体情報システム標準化基本方針（案）の確定後に、資料、議事録及び議事概要を公表することといたし、お諮りをさせていただきます。

○中村委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御説明ありがとうございます。

ただいま、事務局から御報告がありましたように、地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者、ガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体において、個人情報保護法に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために個人情報等の適正な取扱いが確保されることが肝要です。

デジタル庁を始めとする関係府省や地方公共団体等に対して、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第4項の規定に基づく意見案で示した五つの点に留意しながら地方公共団体情報システムの標準化を推進していただくよう、必要な助言等を行ってください。

以上です。

○中村委員長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見等がございますでしょうか。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、本日の会議は閉会といたします。